

ペツツファースト&amp;グレイス少額短期保険株式会社

令和8年1月21日からの大雪に係る災害救助法の適用について

災害救助法適用地域にお住まいのご契約者さまへ

この度の災害により被災された皆さんに心からお見舞い申し上げます。

当社では、災害救助法が適用された地域でご契約をいただいているご契約者の皆さまを対象に以下の特別措置を講じて対応いたします。

## 1. 「保険料払込猶予期間の延長」

お申し出をいただいた場合、一定の払込猶予期間を設ける措置を実施いたします。

## 2. 「継続契約の締結手続きの猶予期間の延長」

お申し出をいただいた場合、一定の継続契約の締結手続きの猶予期間を設ける措置を実施いたします。

本措置を希望されるご契約者の皆さまは、当社カスタマーセンターまでお申し出ください。

## &lt;カスタマーセンター&gt;

電話 : 0120-202-025 (受付時間 : 平日 10:00~18:00)

メール : customer@pfirst-grace.co.jp

## 【適用地域と法の適用日】

## ◆内閣府（防災担当）発表

(第1報) 2025年12月9日付

(第2報) 2026年1月30日付

災害救助法が適用された地域は次のとおりです。

青森県 7市7町1村

災害救助法適用市町村		法適用日	備考
都道府県名	市町村名		
【青森県】	青森市 (あおもりし) 弘前市 (ひろさきし) 黒石市 (くろいしし) 五所川原市 (ごしょがわらし) むつ市 (むつし) つがる市 (つがるし) 平川市 (ひらかわし) 東津軽郡今別町	2026年1月29日	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

	(ひがしつがるぐんいまべつまち) 東津軽郡蓬田村 (ひがしつがるぐんよもぎたむら) 東津軽郡外ヶ浜町 (ひがしつがるぐんそとがはま ち) 西津軽郡鰺ヶ沢町 (にしつがるぐんあじがさわまち) 北津軽郡板柳町 (きたつがるぐんいたやなぎまち) 北津軽郡鶴田町 (きたつがるぐんつるたまち) 上北郡野辺地町 (かみきたぐんのへじまち) 西津軽郡深浦町 (にしつがるぐんふかうらまち)	
		2026年1月30日

<参考 URL> [https://www.bousai.go.jp/pdf/260130\\_siryo1.pdf](https://www.bousai.go.jp/pdf/260130_siryo1.pdf)

以上